

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
有限会社 東政建設 名護市字為又1220-145
47-007383 代表者 名城 弘子
(土木A、建築C、ほ装A、造園工事、解体工事)
- 2 指名停止期間
令和6年2月29日 ～ 令和6年3月28日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
北部土木事務所発注の「億首川河川改修工事(R5-2)」を受注した(有)東政建設は、令和5年10月10日付けで請負契約を締結したにもかかわらず、令和5年12月25日に工事続行不能届を提出し(工期:令和6年3月8日迄)、令和6年1月9日付けで契約解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
契約締結後に請負者の責により工事続行不能となり、契約解除に至ったことは、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第13号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等) 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内